

東京大学 大学総合教育研究センター
学術専門職員（特定有期雇用教職員）募集要項

1.	職名及び人数	学術専門職員（特定有期雇用教職員） 1 名
2.	契約期間	2025 年 6 月 1 日 ～ 2026 年 3 月 31 日
3.	更新の有無	更新する場合があります。更新する場合は、年度ごとに行う。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。ただし、更新回数は 2 回、在職できる期間は 2028 年 3 月 31 日を限度とする。
4.	試用期間	採用された日から 14 日間
5.	就業場所	東京大学大学総合教育研究センター（東京都文京区本郷 7-3-1）
6.	所属	東京大学大学総合教育研究センター TL 推進部門 ※業務の都合により変更することがある。
7.	業務内容	・大学総合教育研究センター運営事業におけるデジタルコンテンツ企画および開発業務 ・講義、講演の撮影および映像編集 ・広報（SNS 運用, ウェブサイト更新, 広報物制作） ・上記事業に関する著作権処理業務を行うことがある ・その他センターの運営に関わる業務
8.	応募資格	(1) 映像撮影及び制作の業務経験がある (2) Premiere Pro を使った映像編集ができる (3) Excel, Word, Power Point で基本的な操作、文書や表作成ができる (4) 映像制作に関わるプロジェクト管理の経験があることが望ましい (5) Adobe After Effects, Illustrator, Photoshop を使った作業を行えることが望ましい (6) SNS 運用（動画の撮影, 編集, 配信など）の経験があることが望ましい (7) システム、アプリ管理業務の経験があることが望ましい
9.	就業日・就業時間	週 5 日（月～金） 1 日 7 時間 45 分（9:00～17:45、12:00～13:00 休憩） ※時間外労働を命じることがある。 ※業務の都合により変更することがある。
10.	休日	土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
11.	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
12.	賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額 30 万円～40 万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則 55,000 円/月まで）、超過勤務手当（支給要件を満たした場合、超過勤務を命ぜられて勤務した場合、規則により算定した額を支給。）
13.	加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入。
14.	提出書類	1) 履歴書（本学履歴書様式をダウンロードし、記入要領を参照して作成のこと。 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html ） 2) 職務経験の概要（これまで携わった業務の概要、あるいは制作参加実績またはリールリスト。2,000 字以内。A4 用紙 2 枚以内。書式自由。）

		3) 志望動機 (A4 用紙 1 枚。書式自由。) 原則として応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。
15.	提出方法	上記書類の電子データを以下のURL にアップロードすること。 その際、各データをひとつのPDFデータとして統合し、データ名は「学術専門職員_映像_氏名」(例：学術専門職員_映像_東大花子) とすること。 https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f:/g/personal/7646169661_utac_u-tokyo_ac_jp/Epr8SM1INmBPhuLfPOUZ55wBWlyEes9Hr09IxTWYa0-Hhw ※2～3 日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせください。
16.	応募締切	2025 年 3 月 24 日 (月) 正午 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。
17.	問い合わせ先	〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学 大学総合教育研究センター (学務課教育事業支援チーム) 電話：03-5841-1209 E-mail：jinji [at mark] he.u-tokyo.ac.jp ※メールアドレスの [at mark] は@に置き換えてください。
18.	募集者名称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所あり)
20.	その他	・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の応募を歓迎いたします。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。